

「(仮称) 松本市発達障がい児等の支援に関する 条例(案)」とは?



意見募集期間：
令和5年11月24日から令和5年12月25日

Q どんな内容なの?

近年、発達障がいや身体障がい等によって、医療的または教育的支援を必要とするこどもが増えています。全てのこどもが共に学び、未来を切り開いていく力を育み、安心して自立した生活を送ることのできるインクルーシブな共生社会の実現のため、成長段階に応じた切れ目ない支援を行うためのものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの?

- ・保健、福祉、医療、教育等の専門職が、発達に心配のあるこどもや医療的ケアの必要なこども等の相談に対応します。
- ・幼稚園、保育園、認定こども園等及び学校等での、スムーズな支援開始と支援の充実を図ります。

ご意見
お待ちしております!

